

平成 25 年度

監 査 報 告 書 Ⅳ

(行政監査)

飯 田 市 監 査 委 員

25 飯監第 103 号
平成 26 年 3 月 24 日

飯 田 市 長	牧 野 光 朗 様
飯 田 市 議 会 議 長	林 幸 次 様
飯 田 市 教 育 委 員 会 委 員 長	小 林 正 佳 様
飯 田 市 農 業 委 員 会 会 長	中 山 將 英 様
飯 田 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	平 澤 壽 彦 様

飯 田 市 監 査 委 員	中 島 善 吉
飯 田 市 監 査 委 員	加 藤 良 一
飯 田 市 監 査 委 員	中 島 武 津 雄

監査結果の報告について

地方自治法第199条第2項の規定により実施した行政監査の結果を、同条第9項の規定により報告します。

なお、同条第12項の規定により、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

第1 監査のテーマ

業務委託契約について

第2 監査の目的

社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化が進む中で、行財政改革の推進や民間活力の活用の観点から、本市においても、行財政改革大綱を基とした改革プランにより、様々な分野で広範囲に事務事業の見直しや経費縮減などが取り組まれている。

これらの改革の手段の一つとして、多くの業務が外部委託されており、その役割も大きいことから、今日行われている業務委託契約が適正に、経済的、効率的及び効果的に実施されているかを確認し、適切な業務委託契約の執行に資することを目的に実施した。

第3 監査の期間

平成25年11月20日から平成26年3月24日まで

第4 監査を実施した監査委員

監査期間中に監査委員の退任（平成26年2月28日付）、就任（平成26年3月1日付）があり、前任の林栄一監査委員が行なった監査事務は後任の加藤良一委員がこれを引き継いだ。

平成25年11月20日から平成26年2月28日まで 林 栄一監査委員

平成26年3月1日から平成26年3月24日まで 加藤良一監査委員

第5 監査の対象

平成24年度決算報告資料に基づく業務委託契約金額30万円以上（水道事業会計は300万円以上及び病院事業会計は1,000万円以上）を対象とした。なお、24年度単年度事業であって、工事に伴う設計、測量、登記、補償物件調査、埋蔵文化財調査及び不動産鑑定業務並びに指定管理料は除いた。対象の内訳は一般会計及び特別会計741件、水道事業会計6件、病院事業会計15件。

第6 監査の方法

第5による業務委託契約のある関係部署全てに対し監査調書の提出を求め、その調書を基に抽出により追加依頼した調書の閲覧と内容確認を行うとともに所管の長及び関係職員から説明を聴取した。

面接対象とした部署は、監査委員の合議により

人事課、地域づくり・庶務課、介護高齢課、子育て支援課、水道局、商業・市街地活性化課、林務課、土木課及び市公民館の9部署を選定し実施した。

その他、追加調書を求めた部署は、リニア推進課、福祉課、地球温暖化対策課、中央図書館、美術博物館、文化会館及び歴史研究所の7部署である。

なお、参考とした法令等は以下のとおりである。

- ・地方自治法（以下「法」という。）
- ・地方自治法施行令（以下「施行令」という。）
- ・飯田市財務規則（以下「財務規則」という。）

第7 監査の着眼点

監査の実施に際し、次の事項を基本的な着眼点とした。

1 委託の目的について

- (1) 委託の目的が明確にされ、その理由に合理性があるか。
- (2) 委託にするか直営で行うか検討されているか。

- 2 委託先の選定と契約について
 - (1) 委託先の選定方法は適切か。(競争性、公平性、透明性)
 - (2) 契約方法は適正か。(一般競争入札、指名競争入札、随意契約)
 - (3) 随意契約及び一者随意契約の理由は適切か。(例:継続契約、分割契約等)
- 3 委託料の算定について
 - (1) 適正に設計価格及び予定価格は算定されているか。
 - (2) 見積徴取の事務処理は適切か。
- 4 契約書及び仕様書について
 - (1) 契約書及び請書は適切に作成されているか。
 - (2) 仕様書には必要な事項が記載されているか。
- 5 委託業務の履行確認及び有効性について
 - (1) 委託業務の履行及び完了確認は適切に行われているか。
 - (2) 完了後の効果測定及び成果物等は有効に利用されているか。

第8 監査の結果及び監査意見

今回対象とした業務委託(一般会計及び特別会計分 741 件)にかかる事務に関し監査結果として、次のとおり着眼点に沿って意見を述べるので今後の事務処理の参考にされたい。

なお、公営企業会計に関する業務委託契約 21 件については施行令の規定に沿って行われており、概ね適正に処理されていた。

1 委託の目的について

起案文書及び契約締結伺を閲覧したところ、委託目的が明確となっていないものが多く見受けられた。委託目的としては、事務の効率化、専門的な知識の活用、経費の削減及び利便性の向上等が挙げられるが、特に毎年度継続して実施しているものについては、委託することを前提として契約事務が進められ、目的及び必要性が十分検討されていると言い難い事例が散見された。

起案文書には何故当該業務を委託するのかという具体的な目的及び必要性を明記するように留意されたい。

2 委託先の選定と契約について

(1) 委託先の選定理由

委託先の選定理由として、「豊富な経験と専門的知識」、「業務に精通」、「過去の実績」及び「設備の設置者」等により競争入札に適さないものとしている随意契約が多く見受けられた。豊富な経験等は業者選定の一要素ではあるが、客観的な妥当性について検証されたい。

(2) 契約方法

今回の対象となった契約には一般競争入札としたものはなく、指名競争入札及び随意契約で行われていた。特に契約件数の8割余を随意契約としているが、随意契約は法第234条第2項に基づく施行令第167条の2の規定による特例であることから、契約の起案にあたっては該当する適用条項番号及びその理由を適切に表示するようにされたい。

(3) 随意契約及び一者随意契約

業務委託契約にあたり、随意契約とするために施行令及び財務規則に定められた金額の範囲内で同種業務を複数回に分けて契約していると思われるもの並びに規則で定めていない理由を適用しているものがあつた。あくまで随意契約は例外的な方法であることを踏まえ、随意契約の理由を再点検し、施行令の事由に合致しないものについては、契約方法の見直しも含め検討する必要がある。

特に、一者と随意契約している業務及び長期にわたって継続して委託している業務については、単に前年度を踏襲することなく、業務内容、契約方法及び複数業者からの見積徴取などによる随意契約の有効性及び妥当性について常に厳正な検討を行う必要がある。

なお、随意契約の理由として、施行令第167条の2第1項第3号で規定されている社会福祉団体等との契約を適用する場合には、根拠とする規則の制定が求められていることから、必要な場合には制定を検討されたい。

3 委託料の算定について

随意契約において、複数年にわたり同額で契約されているもの並びに一者のみの見積徴取及び見積省略しているものについては、金額の妥当性を常に検証されたい。

4 契約書及び仕様書について

業務委託の着手に基づく契約書及び請書については、概ね適正に作成されていたが、委託者と受託者間の業務分担、事故時の責任分担及び損害賠償、再委託並びに契約変更の場合などについて、十分な協議及び確認が必要ではないかと思われる事例もあったことから契約内容の確認を徹底されたい。

また、仕様書については必ずしも作成を要するものではないが、業務委託内容の明確化及び委託料算定の適正性の確保のためにも必要な仕様書の作成に努められたい。

5 委託業務の履行確認及び有効性について

委託業務の履行確認及び効果把握については概ね適正に処理されていた。引き続き委託目的に即した効果又は成果の検証に努められたい。

6 その他

業務委託とは、市が本来実施すべき事務事業を市に代わって受託者が実施するものであるが、委託した業務の中には一事業者への事業助成的なもの及び一部負担的なものもあったことから事業の実施主体が市であるか事業者等であるかの判断により適切な予算科目で執行されるようにされたい。

7 まとめ

今回の行政監査を通じ、業務委託契約全体にわたる課題として、特に次の点について必要な検討をされることを望む。

地方公共団体の事務処理については、法第2条第14項に「住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されている。

外部委託はその方策の一つであり、行財政改革の方策の一つでもあることから、委託が可能で有利な業務については積極的に活用するとともに、契約事務にあたっては、常に経済的かつ効率的に行い、その効果をあげていく必要がある。また、外部委託する目的及び理由を明確にするとともに、その効果又は成果を十分に検証することが求められる。

なお、随意契約において財務規則第117条で定める金額を超えない場合及び一定の金額を超えない場合には、契約事務について契約主管部署の事前審査及び事前合議が必要とされていないことから、委託契約を行う部署にあつては、少額の契約であっても適正な事務の執行及び有効性の検証に留意されたい。また、契約主管部署にあつては、これらについて引き続き全庁的な指導監督に努められたい。

第9 監査の概要

1 業務委託契約の概要・特徴

平成24年度における一般会計及び特別会計の決算総額は684億5,547万円余であり、そのうち委託料総額は5.5%の37億4,377万円余である。

今回監査対象とした契約金額30万円以上の業務委託は741件で委託料総額は31億8,243万円余であった。

以下、報告を受けた監査資料に基づき特徴的な部分について記載する。

(1) 委託の目的

ア 事務の効率化 114件、イ 専門的な知識・技術の活用 567件、ウ 経費の削減 59件

エ 利便性の向上 52件、オ その他 56件

複数の目的を選択した業務があるため合計が一致しない。

その他の目的として、高齢者の活用等があった。

(2) 契約方法

指名競争入札 115件、随意契約 626件（内1者との随意契約 548件）

随意契約の割合が全体の84.5%、1者との随意契約の割合は全体の74.0%を占めている。

(3) 随意契約の理由

随意契約ができるのは、施行令第167条の2第1項の1号から9号までである。

号	例示	件数	金額（千円）
1	予定価格が財務規則で定める50万円を超えない場合	194	102,268
2	契約の性質または目的が競争入札に適さない場合 （契約の相手が特定される。価格的に競争性がない。）	403	2,203,485
3	社会福祉団体等から役務提供を受ける場合（要規則）	9	43,316
4	新事業分野開拓者から新商品を買う場合（要規則）	—	—
5	緊急の必要により競争入札に付すことができない場合	6	7,679
6	競争入札に付することが不利と認められる場合	3	143,334
7	時価と比べて有利な価格で契約できる見込みの場合	2	3,425
8	競争入札に付し入札者がいない場合（不落札含む）	—	—
9	落札者が契約を締結しない場合	—	—
—	その他（指定管理等の監査対象外とした事業）	21	93,586

複数の理由を選択した業務があるため合計が一致しない。

(4) 仕様書

作成あり 327件、作成無し 414件

(5) 契約継続期間

ア 3～4年 76件 223,504千円

イ 5～9年 159件 569,754千円

ウ 10年以上 193件 1,209,202千円

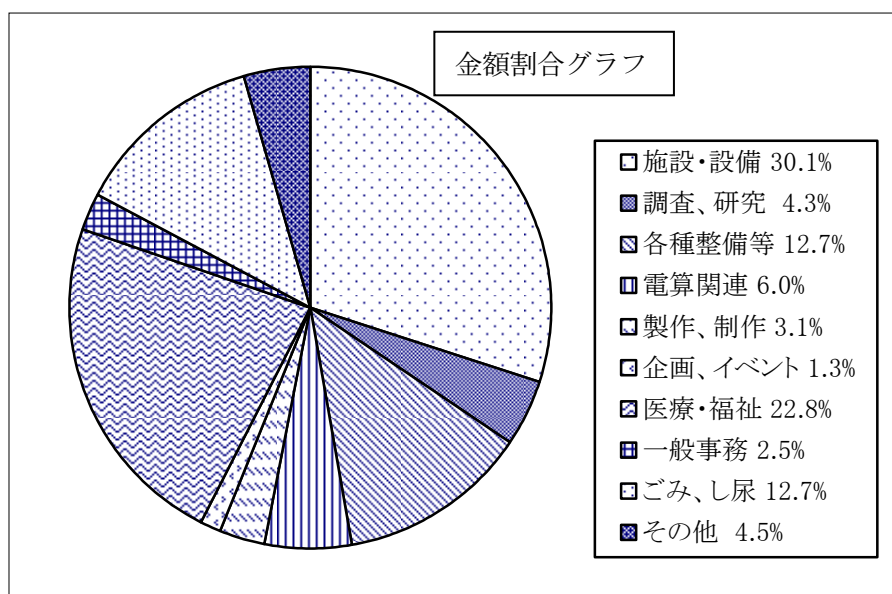
上記イ、ウの内（長期継続契約 14件 92,101千円）

全体の約6割の業務が継続的に行われていた。

長期継続契約とは、法第234条の3に基づく「飯田市長期契約を締結することができる契約の範囲を定める条例」第2条に規定されている契約である。

(6) 業務分類区分

業務委託項目	件数	金額(千円)	件数割合	金額割合
施設・設備管理（当直、警備、清掃、保守、維持、除草）	273	957,496	36.8%	30.1%
調査、研究、計画	54	137,239	7.3%	4.3%
各種整備等（山林整備・図面整備、工事を伴わない測量等）	59	404,805	8.0%	12.7%
電算関連システム（開発、運用、保守等）	86	191,014	11.6%	6.0%
製作、制作	32	97,447	4.3%	3.1%
企画、イベント、研修	36	39,905	4.9%	1.3%
医療・福祉サービス	105	727,461	14.2%	22.8%
一般事務（支出、徴収、文書、機器入力）	23	79,115	3.1%	2.5%
ごみ、し尿、環境衛生、鳥獣・害虫駆除	47	403,384	6.3%	12.7%
その他（マイクロバス運転他）	26	144,565	3.5%	4.5%
計	741	3,182,431	100.0%	100.0%



*当該資料は、監査資料を基に監査委員事務局が作成した。

委託料の50%余を施設・設備管理及び医療・福祉サービス部門で占めている。

2 事前調査で求めた事項（全部署）

(1) 上記1の(1)から(5)の事項

(2) 履行確認方法

- ・現場確認又は報告書等の提出による確認などが行われていた。

(3) 委託の効果

- ・安全性、正確性、経費削減及び効率性の面での効果や緊急時対応などがあげられた。

3 追加資料を求めた事項（追加資料対象16部署）

(1) 施行伺い写し→何故この業務を委託にするのか。

(2) 契約締結伺い写し→契約方法及び適用条文は適正か。

(3) 契約書又は請書写し→契約内容は適正か。

(4) 仕様書写し→委託業務の内容を正しく標記してあるか。